

第18回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時 令和4年11月25日(金) 14:00～15:30

場所 市庁舎29階共用会議室S03 (WEB会議)

次 第 (案)

1 開会

2 議事

(1) 第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門について (審議)

(2) その他

3 閉会

資料

(資料1) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要

(資料2) 第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール (案)

(資料3) 第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方 (案)

(資料4) 第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について (案)

(参考資料1) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

(参考資料2) 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(参考資料3) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(参考資料4) 第10回デザイン賞審査様式一式

■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 名簿

	氏 名	現 職	
委員	おおの れいこ 大野 玲子	市民（公募委員）	指名委員
	かたおか きみかず 片岡 公一	(株)山手総合計画研究所代表取締役	指名委員
	さいとう たもつ 齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役	専門委員
	たなべ ひろこ 田邊 寛子	まちひとつ総合計画室代表	専門委員
	むろた まさこ 室田 昌子	東京都市大学環境学部教授	指名委員

(五十音順、敬称略)

事務局	さかきばら じゅん 榊原 純	都市整備局地域まちづくり部長
	はぎわら けいいち 萩原 慶一	同 地域まちづくり課担当課長
	たけち はやと 武智 勇人	同 地域まちづくり課担当係長

■ 横浜・人・まち・デザイン賞の概要

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和60年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成11年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞（まちづくり活動部門、まちなみ景観部門）」に統合し、3回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成20年度に、5年ぶりに再開しました。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の2部門について実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

【第10回の実績】

(1) 応募期間

令和3年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：23通（選考対象19件）

まちなみ景観部門：90通（選考対象79件）

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6、活動を支援した個人または団体：20）

イ まちなみ景観部門：7件

(4) 表彰式

令和4年5月23日（横浜市庁舎31階レセプションルーム）

応募方法		応募を知った場所	
ハガキ	7	市役所	5
電子申請	8	区役所	3
庁内推薦	8	その他公共施設	3
計	23	新聞・雑誌	2
推薦方法		ホームページ	4
自薦	9	友人・知り合いから	1
他薦	14		



▲記念写真（地域まちづくり部門）



▲平原副市長からの表彰状授与

(5) 第10回人・まち・デザイン賞 巡回パネル展（令和4年7月～9月）

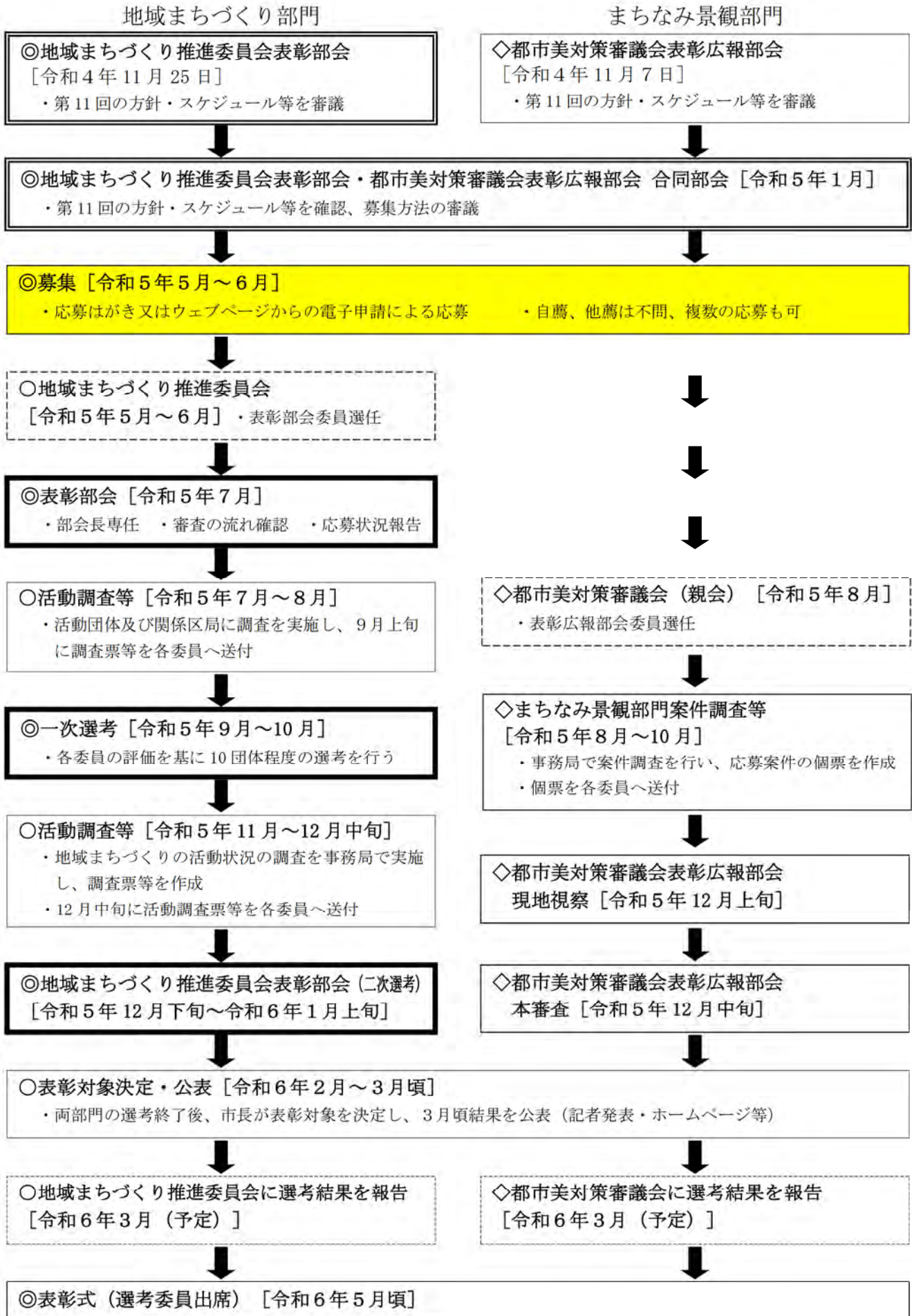
表彰式の際に使用した受賞作品を紹介するパネルを区役所で展示しました。



▲神奈川区



▲鶴見区



第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方(案)

★：前回(第10回)デザイン賞から実施している内容

応募期間	令和5年5月1日～6月30日(2か月間)
顕彰対象 (募集対象)	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市内における<u>地域まちづくり</u>であること。 <p>【横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号】</p> <p><u>地域まちづくり</u> 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● おおむね3年以上の取組実績があること。
表彰対象	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域まちづくり活動の主体である団体【本賞】 ● 活動を支援した個人または団体【支援賞】 <p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次については顕彰対象から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの ➢ 法令、例規等に違反しているもの ➢ その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募★ ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可
選考基準	<p>(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共性(地域社会への貢献) ② 積極性 ③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④ <u>これまでの活動の継続性・今後の発展性</u> 【今回の変更案】 (前回の基準「今後の活動の継続性・発展性」) ⑤ 創意工夫

<選考方法>二段階選考★

1 募集【5月～6月】

2 部門の振り分け等について【募集終了後】

- ・ 錯誤と認められる案件については本人に確認のうえ、事務局で振り分けを行います。
- ・ 両部門の応募状況について、部会委員に情報提供します。【7月の表彰部会】

3 一次選考に向けた活動調査等【7月～8月】

- ・ 活動団体及び関係区局に調査を実施し、調査票を作成します。
- ・ 調査票A（団体作成）及び照会票（関係区局作成）を委員にメールで共有します。

4 調査票を基にした書類審査による一次選考【9月～10月】

- ・ 調査票A及び照会票により、各委員が3段階評価で採点し、採点結果を事務局にメールで送付します。
- ・ 事務局は、委員からの採点結果を集計。採点の合計から 10 団体程度の選考案を作成し、委員あてにメールで共有します。
- ・ 各委員は、選考案についてメールで意見交換し、一次選考結果を確定させます。
- ・ 一次選考結果が確定しない場合は、部会長と事務局で調整した結果について、各委員に共有し、一次選考結果を確定させます。

5 二次選考に向けた活動調査等【11月～12月】★

- ・ 事務局が団体へ共通項目に沿ってヒアリング調査等を行います。
- ・ 委員から団体への個別の質問がある場合は、事前に事務局で集約します。
- ・ ヒアリング時に、事務局から団体へ支援賞の説明を行います。
- ・ 団体が作成した支援賞推薦票に基づき、事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。

6 表彰部会における二次選考【12月下旬～1月上旬】

- ・ 審査資料及びヒアリング内容を共有した後、委員の意見交換により審議を進めます。
- ・ 委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）がある活動を表彰対象として選考します。（例年、6団体を選考）
- ・ 顕彰対象の活動を支援した個人又は団体について、支援賞として選考します。

第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について (案)

(1) 記事掲載先

※ 下線：新規

広報内容	時期 (予定)	備考
記者発表	令和5年4月下旬	<u>PR TIMES (配信サービス)</u>
横浜市ホームページ	令和5年5～6月	
広報よこはま「はま情報」	令和5年5月	
神奈川新聞「市民の広場」	令和5年5月上旬	
テレビ神奈川「ハマナビ」 ※お知らせコーナー	令和5年5月上旬	
雑誌等	令和5年5月上旬	タウンニュース
メールマガジン	令和5年5～6月	地域まちづくり課「ヨコハマ 人・まち」、市民活動支援セン ターメールマガ
<u>Twitter、Facebook 等</u>	令和5年5～6月	
<u>スマートニュース (アプリ)</u>	令和5年5～6月	

(2) 募集リーフレット・ポスター配布先

広報内容	時期 (予定)	備考
区役所、行政サービスコーナー等	令和5年5月	
市内地域まちづくり活動団体	令和5年5月	地域まちづくり組織、まち普請整 備団体等
市内建設関係の業界団体	令和5年5月	神奈川県建築士事務所協会、神奈 川県建築士会等、横浜建設業協会
<u>市内大学</u> 市立中学校・小学校	令和5年5～6月	<u>大学29校(大学・都市パートナ シップ協議会)</u> 市立小335校・中学校144校
中間支援組織	令和5年5～6月	区民活動支援センター、社会福祉 協議会、まちづくり支援団体、地 域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーター	令和5年5～6月	
<u>PR ボックス</u>	令和5年5～6月	<u>鉄道駅等に設置</u>

(3) その他

広報内容	時期 (予定)	備考
区役所にて広報パネル展示	令和5年5～6月	
市庁舎低層部デジタルサイネージ	令和5年5～6月	第10回募集時より

資料 4-2

ヨコハマの
“しいとゴト”
“しいとゴト”
大募集!

第10回

横浜 人 まち

デザイン賞

募集期間 R3.5/15～6/30*

第9回 横浜・人・まち・デザイン賞
[地域まちづくり部門] 表彰事例

- 1 鶴見区の園遊！号線沿いにおける住民と事業者が協働し実現した緑のまちづくり(鶴見区)
- 2 市場園中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり(鶴見区)
- 3 美幌台の道に歴史をつなぐ、まちを分かりやすく、明るく、楽しく、魅力向上にする(瀬谷区)
- 4 地域の魅力を生かした災害に強いまちづくり(寺前西町・金沢町地域の取組～(金沢区)
- 5 奈良町地域における交流拠点づくり(リーゾム、おれもつな)が育める街の家(青葉区)
- 6 魅力あるまちを次世代に引き継ぐ(磯子区)

第9回 横浜・人・まち・デザイン賞
[まちなみ景観部門] 表彰事例

- 1 Tinsys Yokohama Hinodecho(タイニース横浜日ノ出町)(中区)
- 2 CASACO(南区)
- 3 東近山みんなのにわ(南区)
- 4 横浜北緑及び岸台生薬園高層下緑地～首都圏高層下からシンボル(磯子区)
- 5 THE GAYS & 中区役所別館(中区)
- 6 スマート・イカルミネーション横浜(中区)
- 7 たまプラーザ駅とたまプラーザセンター(青葉区)



地域まちづくり部門

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の連絡先
 名称: _____ 電話番号: _____
 住所: 〒 _____
 メールアドレス: _____

■ 活動概要 (他領の場合は分る範囲で記入ください)
 ①いつから _____ ②どこで _____

③何をして _____ ④どのような効果がある _____

まちなみ景観部門

*写真等を添付する場合は電子申請での応募をお願いします。

■ 景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地 _____ 区 _____ 町 _____

■ 付近の案内図 (応募・推薦したい場所が分かるように記入してください)

地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。



地域まちづくり部門の募集にあたって
 横浜市政地まちづくり推進委員会表彰部会長 (第7期)
 重田 昌子 (横浜市人文学部社会学教授)

横浜市の魅力の一つに多様な活気ある市民活動があります。地域まちづくり活動も、各地で市民自ら多様な地域問題を解決したり、地域ならではのまちづくりに取り組んでいて、一つ一つの活動が全体として横浜市政を盛り上げて支えているのだと思います。横浜市政をまいたい街として全国でも常にトップクラスにありますが、横浜市民の地道なまちづくり活動の成果でもあります。是非、皆さんの身近なまちづくり活動を応募しアピールしていただければ幸いです。

受賞活動の例

- 市場西中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり (第9回)

(概要)

地域の防災課題を住民全体で共有し、協力することで、道路拡幅やマンホールトイレ、かまどマップを備えた広域整備等の多くの防災対策を実現しています。幅広い世代の交流と地域に対する愛着を醸成し、すつと住みたいと思うまちの実現に向けて活動しています。

(受賞者のコメント)
 不燃家庭、道路拡幅、防災公園、歩道の整備等が縦わり新たに防災マップを作りました。ハザードマップ、防災訓練も含めてみんなが災害時の対応を共有し、自助・互助の体制ができた時、そして強い仲間や心強い隣人がいるまちづくりを目指していきたいです。それが出来れば本当にいいと思います。



まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。



まちなみ景観部門の募集にあたって
 横浜市政都市美対策審議会表彰広報部会長
 岡 和明 (国文学研究館学芸部学芸員)

横浜のまちなみをつくっている建物や公園、道や橋、広場や庭園、新しい建物をされた古い建物などは、「素敵だ、美しいデザインだ、いろいろ工夫がされている、丁寧に作られている、大切にしたい、みなさんが感じるものがある」です。その中にはまちづくりの活動から生まれた場所もあることでしょう。自薦でも他薦でもOKです。是非たくさん応募していただき、まちのなつまいをさらに魅力的にしていきたいです。

受賞景観の例

- ◆ CASACO (第9回)

(概要)

多世代多国籍の男女が集う場所として2016年にオープン、「ヨコハマ市民まちづくり事業」により約70年の歴史をリノベーションしたもので、軒先は誰でも気軽に立ち寄りやすい雰囲気、石畳は野毛坂のレンガ石を再利用しています。

(受賞者のコメント)

私たちの思いを叶えるためには、地域の協力が必要不可欠で、よき者の私たちは、試行錯誤の繰り返しでした。地域の協力を得たことで野毛坂のレンガ石を地域の方と教いたことをはじめ、どこから地域を巻き込めばいいか、そして、人々が通いやすいように立ち寄りやすい仕組み(軒下を作り、中と外の視線を合わせる等)を評価し、いかにできるかという点で悩んでいました。



募集対象

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。

選考の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 持続性
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
- 今後の活動の継続性・発展性
- 創意工夫

募集対象

- 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。

選考の視点

- 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- 横浜らしさを演出に寄与しているもの
- 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が顕著しているもの

「横浜市景観ビジョン」を軸としたまちづくりの推進を図ります。まちづくりの推進を図ります。まちづくりの推進を図ります。

選考について

選考は令和4年1月16日(水)午後5時30分までです。

地域まちづくり部門

横浜市政地まちづくり推進条例に基づいて、横浜市政地まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

まちなみ景観部門

横浜市政地まちづくり推進条例に基づいて、横浜市政地まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

応募・推薦方法

● 右の応募はがきに必要な事項を郵便入りのうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。

● 二枚用コートや市のホームページからも応募できます。

【入まちデザイン】(概要)

● 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。

● 過去に「横浜まちづくり功労者賞」、「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」で表彰された活動及び景観は、事務局で確認のうえ、表彰の対象外とさせていただきます。

● お寄せいただいた情報や写真は、紙面やホームページ等で使用することがありますので、予め御了承ください。

● 写真については市に帰属し、永続的に自由に使用できるものとします。

● 案件の内容により、選考部門を調整することがありますので、予め御了承ください。

● 御提供いただいた個人情報、御応募いただいた案件に関する御連絡以外の目的には利用いたしません。

スマートフォン(ハンコ画面)



※写真を添付する場合はこちらの画面から応募をお願いします。

郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市政都市整備局景観調整課
 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

地域まちづくり部門

応募者氏名

〒 225-8501
 ※応募者の氏名を封筒裏面に記入する場合があります。

応募者住所

応募者電話番号

今回の募集までご知りませんでしたか

- 1. 市役所 2. 区役所 3. 学校 4. その他公共施設(具体的に)
- 5. 新聞・雑誌 6. ホームページ 7. 友人・知り合いから 8. その他()

この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った

郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

005

横浜市中区本町6丁目50番地の10
 横浜市政都市整備局景観調整課
 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

まちなみ景観部門

応募者氏名

〒 225-8501
 ※応募者の氏名を封筒裏面に記入する場合があります。

応募者住所

応募者電話番号

今回の募集までご知りませんでしたか

- 1. 市役所 2. 区役所 3. 学校 4. その他公共施設(具体的に)
- 5. 新聞・雑誌 6. ホームページ 7. 友人・知り合いから 8. その他()

この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った

郵便はがき

活動の名称

応募・推薦理由

活動団体の名称・住所・電話番号

電話番号

活動概要 (他欄の場合には分かる範囲で記入ください)

①いつから

②どこで

③何をして

④どのような効果がある

8←切り取り

まちなみ景観部門

景観の名称

応募・推薦理由

対象の所在地

区

町

■付近の案内図 (応募・推薦したい場所が分かるようにご記入ください)

※写真をお用する場合は必ず申請書での応募をお願いします。

資料4-3

第9回 横浜

ヨコハマの
“いいとこ”
“いいとこ”
大募集!



デザイン賞

募集期間 H30. 5/1⑩ ~ 6/30⑮

ヒトがいる
マチがある
ハマになる

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を
表彰します。



第8回 横浜・人・まち・デザイン賞
[地域まちづくり部門] 表彰事例



- ① 農作業を通じた住民の見守り交流 六ツ川野外サロンプロジェクト(南区)
- ② 匠の文化を紡いだ街並みにまぎわい(原土谷区)
- ③ 六浦東地区の人材マップを生かした地域ぐるみのまちづくり(金沢区)
- ④ 港北区を拠点としたみんなで子育てをすすめる環境づくり(港北区)
- ⑤ 中川駅前商業地区の安全で魅力的なまちづくり(磯谷区)
- ⑥ まち工場による地域子育て支援」～東山田準工業地域の取り組み～(磯谷区)

第8回 横浜・人・まち・デザイン賞
[まちなみ景観部門] 表彰事例



- ① restaurant péale de Sakura (レストランペタル・サクラ) (原区) / ② みなまき みんなのひろば (旭区) / ③ minasGARDEN 十日市場 (磯区) / ④ 舞の舞う町と命なまの瓦間 (戸塚区) / ⑤ 神奈川大学横浜キャンパス219号館 (国際センター) (神奈川区) / ⑥ 新幹線公園から見た大瀬川トラス橋 (港北区) / ⑦ 日明通台名産品の集まる中區 / ⑧ 横浜海軍教会 (中区)

地域まちづくり部門



市民が自ら主体となって、創工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。

地域まちづくり部門の募集にあたって

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長
奥村 玄 (株式会社GENプランニング代表取締役)

横浜のまちづくりが生き生きとしているのは、「まちをつくるのは私たちだ」と考える市民がたくさんいるからだと思います。臨海部も郊外部も市内のあちこちで、何代も続く家も新たに移住してきた人々も力を合わせ、地域の特色に応じて実に多様な活動性にあふれたまちづくり活動が積み重ねられています。みなさんの活動を紹介しますことでさらに魅力的なまちづくりが広がり、次の世代に伝えていくためにたくさんのご応募をお待ちしています。

受賞活動の例

- 自然を生かした公園でのプレイパーク運営 (第3回)
【概要】片倉つぎま山公園の建設に伴い、地域ぐるみで施設の計画や利用の決まりなどについて地域で話し合い、子ども遊び場や多目的広場など地域住民の意見反映に尽力しました。公園の開園後は「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに片倉つぎま山プレイパークを運営しています。

【受賞者のコメント】

当時プレイパークの認知度はまだ低く、地域のママが公園に集まって何をしようかと思われていた時期でした。受賞後、連合町内会の方々に声をかけたおかげで、地域の方たちと受賞を喜び合うことができ、以降「単なるママさんたちの活動ではなく、地域の活動」という認識に変わり、一丸となってプレイパークを盛り上げようという機運が高まりました。(瀬藤さん)

応募要件

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
 - おおむね3年以上の取組実績があること。
- 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちづくり活動部門」又は「地域まちづくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

選考の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 積極性
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
- 今後の活動の継続性・発展性
- 創工夫

選考について

【選考】平成31年1月頃、発表式は5月頃開催予定です。
地域まちづくり部門
 横浜市地域まちづくり推進委員会に基づいて、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

選考委員

- (横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会)
- 株式会社GENプランニング
代表取締役
室田 昌子
 - 市民委員
植松 満美子
 - 株式会社イータウン代表取締役
齋藤 保
 - まちのこと総合計画室代表
田邊 寛子



まちなみ景観部門

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、横浜市都市美対策審議会表彰部会が選考します。

選考委員

- (横浜市都市美対策審議会表彰部会)
- 関東学院大学建築・環境学部
建築・環境学科教授(建築史)
鈴木 智恵子
 - 関東学院大学建築・環境学部
建築・環境学科准教授
(環境デザイン専攻)
中津 秀之
 - 市民委員
塩田 久美子

まちなみ景観部門



地域の歴史と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。

まちなみ景観部門の募集にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰部会長
関 和明 (関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授(建築史))

建物や公園、道や橋、広場や庭園、そして新しい使い方をされた古い建物など、みなさんの周りには魅力のある景観がたくさんあることでしょう。「大切にしたい」と感じるものや、いろいろな工夫がされた丁寧な創られたデザインを賞賛してください。まちづくりに関連した景観の創造も歓迎します。自薦も他薦もOKです。みなさんからの応募のものが、横浜のまちのたたずまいを、さらに良くしてゆか力になることですよ。

受賞景観の例

- restaurant pétale de Sakura (レストランペタルドゥサクラ)(第8回)
【概要】相鉄お蔭名店プロジェクトの誘致第1号店として相鉄いすみ野線弥生台駅前(2014年に新築されたフレンチレストラン)。外観には厨房を覗くことのできる小窓が設けられ、内部の様子が外へ漏れ出しています。

【受賞者のコメント】

当初は横浜で営業をするにあたって新参者とみられているのでは?と心配していましたが、地元生産者との交流・食材を使うなど、地域に馴染んだお店づくりをしたことが賞として認められ、自薦につながりました。受賞してからは、地元の人たちが応援してくれるような雰囲気があり、より自慢していただける様なお店になったと思います。(渡辺シェフ)

応募要件

- 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
 - おおむね10年以上以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。
- 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観は対象外とします。

選考の視点

- 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

選考について

【選考】平成31年1月頃、発表式は5月頃開催予定です。
まちなみ景観部門
 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、横浜市都市美対策審議会表彰部会が選考します。

選考委員

- (横浜市都市美対策審議会表彰部会)
- 関東学院大学建築・環境学部
建築・環境学科教授(建築史)
鈴木 智恵子
 - 関東学院大学建築・環境学部
建築・環境学科准教授
(環境デザイン専攻)
中津 秀之
 - 市民委員
塩田 久美子

応募・推薦方法

- 右の応募はがきに必要な事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。
 - QRコードや市のホームページから応募できます。
- 【応募はがき】
 応募はがきには必要事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。
 ※写真を添付する場合はパソコン画面から応募をお願いします。
- 自薦(地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。
 - 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。
 - お寄せ頂いた情報や写真は、紙面やホームページ等で使用することがありますので、予めご了承ください。
 - 写真の著作権については市に帰属し、永続的に自由に使用できるものとします。

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

017

横浜市中区港町1-1
 横浜市都市整備局景観調整課
 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

横浜市役所
 〒



応募者氏名

※応募者の氏名を活動団体へ伝える場合があります。

応募者住所

どちらかに○をつけてください
 自薦 他薦

応募者電話番号

今回の募集までご知りませんでしたか

- 1. 市役所
- 2. 区役所
- 3. その他公共施設
- 4. 新聞・雑誌
- 5. ホームページ
- 6. 友人・知り合いから
- 7. その他

この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた
- 2. 今回初めて知った



郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

017

横浜市中区港町1-1
 横浜市都市整備局景観調整課
 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

横浜市役所
 〒



応募者氏名

どちらかに○をつけてください
 自薦 他薦

応募者住所

※応募者の氏名を活動団体へ伝える場合があります。

応募者電話番号

今回の募集までご知りませんでしたか

- 1. 市役所
- 2. 区役所
- 3. その他公共施設
- 4. 新聞・雑誌
- 5. ホームページ
- 6. 友人・知り合いから
- 7. その他

この賞があることを知っていましたか

- 1. 以前から知っていた
- 2. 今回初めて知った



横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成 19 年 10 月 30 日 都地ま第 1237 号（局長決裁）

（設置）

第 1 条 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日横浜市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成 17 年 9 月 15 日横浜市規則第 113 号。以下「規則」という。）第 23 条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に表彰部会を置く。

（所掌事務）

第 2 条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関する事。
 - (2) その他表彰の実施に必要な事項に関する事。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べる事ができる。

（表彰部会の組織）

第 3 条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員 5 人以内をもって組織する。

（部会長及び職務代理者）

第 4 条 表彰部会に、部会長及び職務代理者 1 人を置く。

- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（表彰部会の庶務）

第 5 条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

（表彰部会の運営に関する委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

(1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。

(2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

(1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。

(2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくりアワード<功労部門>」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

この要綱は、令和 4年 2月 7日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

※3ページ以内でまとめてください。パソコンで作成する場合は、文字フォントはMS明朝で10.5ポイント以上としてください。活動に関する資料（活動写真や団体が発行しているニュース等）をA4サイズで4ページ（両面の場合は2枚）まで添付することができます。

■応募・推薦された活動について ※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

活動名	〇〇〇町での買い物サポートお助け隊	
活動の区域	〇〇〇区 〇〇〇町1-2-3 (〇〇〇周辺)	
現在の活動者数	〇人 (主要メンバー〇〇人、サポーター (〇〇人))	
活動実績		
活動開始年月	平成28年4月	参加者数 発行部数等
これまでの主な地域まちづくり活動実績 (イベント等を開催した場合は概ねの参加者数(主催者と来場者の人数がそれぞれわかるように記載ください)と参加の呼びかけをした範囲、広報誌等を発行した場合は発行部数も記入) ※なお、選考対象は概ね3年以上の取組実績がある活動です。 (選考基準④※次ページ欄外参照)	(活動開始から令和2年度まで) ・平成28年4月、子育てサークルを結成 ・平成29年8月、△△△ケアプラザと、子育て世代や高齢者にとって住みやすいまちづくりの勉強会 ・平成30年8月、〇〇町の空き家を借りて、活動拠点を開設 ・平成31年4月～、半年ごとに区域全域にニュースを配布(町内会配布) ・令和2年12月、町内クリーンアップイベント開始	・メンバー〇人 ・参加者〇人 主催者〇人 ・350部 ・参加者〇人 主催者〇人
	(令和3年度) ・4月、買い物困難な高齢者向けアンケート ・8月、買い物サポーター制度開始 ・11月、町内クリーンアップイベントを実施	・回収〇部 ・利用登録〇人 サポーター〇人
	(令和4年度) ・11月、〇〇公園でクリーンアップイベント(人数を制限しながら実施) ・2月、川柳コンテストを実施(オンライン)	・参加者〇人 ・応募〇通(〇人)
令和5年度の活動予定		
(毎週や毎月の定例の活動やその他イベントなど、時期・場所・内容等について記載ください)		
・4月から週2回程度、買い物サポーターによる高齢者の買い物支援活動を実施する。 ・10月、ZOOMでコミュニケーションイベントを実施する。(高齢者の元気確認、要望把握の機会) ・2月、買い物サポート隊の周知活動の一環として、〇〇町内会内で朝市を実施予定。		

活動の目標や理念等を教えてください	
・子どもから高齢者まで楽しく助け合うことで、住みやすい町をつくる	
活動を始めたきっかけ(動機・背景)を教えてください	
高齢化や核家族化の影響もあり、隣近所で助け合う機会も減ってきたが、東日本大震災をきっかけにいざという時に助け合える、まちの人の顔が見える関係をつくりたいと思い、子育て中のママを中心としたサークルを立ち上げた。当初は、ケアプラザで活動していたが、地域の空き家を借りて、そこを拠点とした。	
課題解決に向けて、積極的に取り組んだことについて教えてください(選考基準②※)	<ul style="list-style-type: none"> ・サークルでは、子育て世代だけでなく、高齢者とのつながりを持ちたいと考え、地域のケアプラザと連携しながら、高齢者の困りごとや声を聞き、買い物支援や家の中の困り事を助ける活動を行った。 ・孤食をなくしたいという思いから、週1回、みんなで集まってご飯を食べている。
活動する上で、工夫していることについて教えてください(選考基準⑤※)	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しんで活動できるように、ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントも行っている。 ・川柳コンテストでは、高齢者だけでなく、小学生を含む200以上の作品の応募があった。
地域住民や関連団体との関わりについて教えてください(選考基準③※)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内会に協力してもらい、活動ニュースを配布してもらっている。 ・〇〇町内会と一緒に、お祭りや季節のイベントを行っている。 ・〇〇公園の愛護会と一緒に、公園の清掃や樹木の植樹を実施している。植樹の際は、〇〇中学校の生徒も参加している。
活動による成果について教えてください(選考基準①※)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の支え合いを取り戻すきっかけになった。 ・孤立しがちだった高齢者と、子育て世代の交流の機会ができ、地域に住んでいる人の顔がわかるようになった。 ・クリーンアップイベントでの清掃や啓発によって、ごみのポイ捨てが減り、まちがきれいになった。
今後の活動計画や目標について教えてください(選考基準④※)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇中学校の生徒も参加して、〇〇会議を行い、どうすれば〇〇町がよくなるか話し合う会を始める予定。 ・〇〇小学校の児童と、一緒に街歩きを行い、まちを知るイベントを実施したい。 ・男性の参加を促進するために、〇〇会の立ち上げを検討している。

※①公共性(地域社会への貢献) ②積極性が評価されるもの③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
④これまでの活動の継続性・今後の発展性⑤創意工夫が選考基準となります。③の他団体とは「自治会町内会、学校、行政機関、企業、他の市民団体」等をいいます。

■活動の主体となる団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

団体名	〇〇〇自治会まちづくり委員会	会員数	〇〇 人
団体の主な活動 (推薦・応募された活動のほかに、主たる活動がある場合は記載をお願いします)			
表彰履歴	つながりふれあい賞 (〇〇〇区役所)		
Web サイト URL (ソーシャルメディア (facebook、twitter、Instagram、Youtube 等) を含む)	***** (URL がない場合は空欄にしてください)		

■活動の区域について【位置図】



以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。
なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

活動名	
団体名	
活動概要 (応募はがき、WEB から転記)	

■活動や団体に関する情報

【記入の際の注意点】・上記内容を確認し、各区局で把握している情報を記載してください。

団体に関する資料やWEBサイトがあれば提供してください。

活動の動機・背景	
課題解決に向けて、積極 的に取り組んだこと (選考基準②※)	
活動する上で、工夫して いること (選考基準⑤※)	
地域住民や関連団体との 関わり (選考基準③※)	
活動による成果 (選考基準①※)	
今後の活動計画や目標 (選考基準④※)	
その他の情報(行政との 関わりなど)	
<u>WEBサイト等</u>	

※①公共性（地域社会への貢献）②積極性が評価されるもの③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携
④これまでの活動の継続性・今後の発展性⑤創意工夫が選考基準となります。③の他団体とは「自治会町内
会、学校、行政機関、企業、他の市民団体」等をいいます。

■事務局記入欄

--

第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」一次選考評価表

【〇〇委員】

No.	活動の名称	公共性 (地域社会への貢献)	積極性	地域住民等の 幅広い参加や 他団体との連携	これまでの活動の継続 性・今後の発展性	創意工夫	合計点
0	【記入例】〇〇〇〇〇〇の活動	2	1	1	1	2	7
1		1	0	0	1	2	4
2		1	0	0	0	0	1
3		1	2	2	1	2	8
4	採点記入例	2	1	1	0	2	6
5		1	1	1	1	1	5
6		1	1	1	0	0	3
7		1	1	1	0	1	4
8		2	1	1	1	1	6
9		1	2	2	2	1	8
10		2	2	2	1	1	8
11		2	2	1	1	1	7
12		2	2	2	2	2	10
13		2	2	1	2	2	9
14		2	2	2	1	2	9
15		2	2	2	2	2	10
16		2	1	1	2	2	8
17		2	1	1	1	1	6
18		2	2	2	2	2	10
19		2	1	0	2	1	6

※ 【3段階評価】 2点(特に推す)、1点(推す)、0点 で採点

※ 各委員の合計点数から、選考基準ごとに平均点を出し、合計点で選考(下図参考)

【集計結果】

No.	委員1					平均	委員2					平均	委員3					平均	合計													
	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○												
1	1	1	2	1	2	1.60	0	2	1	1	1	1.00	0	1	1	1	1	1	1	1	1.4	2	2	2	1	2	1.8	6.60				
2	1	1	1	1	2	1.40	0	2	0	2	1	1.00	0	1	0	2	1	0.8	0	2	1	2	2	1.4	0	2	0	2	1	5.60		
3	1	2	1	1	2	1.40	2	2	1	1	2	1.60	2	1	1	1	2	1.4	1	1	1	1	2	1.2	2	2	1	1	2	1.6	7.20	
4	2	2	1	2	2	1.80	1	2	1	1	2	1.40	1	2	1	1	1	1.2	0	2	1	1	1	1	2	2	2	1	2	1.8	7.20	
5	1	1	1	1	1	1.00	1	2	1	1	2	1.40	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1.4	1	1	1	2	0	1	5.80
6	1	2	0	2	2	1.40	1	1	1	2	2	1.40	1	2	1	1	2	1.4	0	2	1	2	2	1.4	0	1	0	2	1	0.8	6.40	
7	1	2	1	2	2	1.60	1	2	0	2	1	1.20	1	1	0	1	2	1	0	1	1	1	0	0.6	1	1	1	1	2	1.2	5.60	

活動名	(調査票転記)
団体名	(調査票転記)
活動の目標、理念	(調査票抜粋)
過去応募 (年度)	

■活動団体へのヒアリング項目

活動の経過 (1)きっかけ (2)苦勞したこと (3)問題をどうやって乗り越えたか (4)まちはどう変わったか (500文字程度)	
まちの宝(人、場所等)を教えてください。 (250文字程度)	
活動のアピールポイントを教えてください。 (250文字程度)	

■写真または参考資料

(別紙)

■活動を支援した個人または団体について

地域まちづくり活動の支援を行った個人または団体を「支援賞」として表彰します。

※対象とならない個人または団体

- ・活動団体を構成する組織やメンバー ・行政機関（市役所、区役所など）
- ・資金提供者 ・イベントの協賛者や運営支援者（活動場所提供など）

活動を支援した個人 または団体の名称	支援された 期間	支援内容	支援を受けたことによる効 果

第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」二次選考評価表

順位	NO.	活動の名称	1回目投票					結果	2回目投票					結果
			○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員		○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員	○ ○ 委員	
	1		○		○			2	○	○			○	3
	2		○	○	○	○		4	-	-	-	-	-	-
	3		○	○	○		○	4	-	-	-	-	-	-
	4	採点記入例	○		○			2	○		○	○	○	4
	5			○		○	○	3	-	-	-	-	-	-
	6						○	1	-	-	-	-	-	-
	7			○	○			○	3	-	-	-	-	-
	8						○		1	-	-	-	-	-
	9			○		○		2			○	○		2
	10					○	○	2		○				1
各委員の持ち票（上限5）			5	5	4	5	5		2	2	2	2	2	

- ※ 委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票(3人以上の支持)がある活動を表彰対象として選考
- ※ 2回目投票を行う場合、委員一人の持ち票数は「選考する団体数」と同じ(記入例は上限2)